第１章

市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる
Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる
Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる
Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる
Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

第1章　市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる

1　人権意識の向上

(1) 人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人権問題の解決は「国、地方公共団体、国民の責務」として、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざし、様々な施策を実施してきましたが、現在の人権問題は多様化・複雑化しており、これまで実施してきた施策・手法だけでは対応できなくなってきています。

本市では、毎年度、職員人権研修を実施し、研修を受講した市職員が、それぞれの担当地域で各自治会の人権問題地域懇談会に参加し、市民とともに人権問題の解決を図ってきました。

しかし、この人権問題地域懇談会を実施する自治会は、年々少なくなってきています。実施できない理由として、自治会内で日程調整がつかない、実施しても毎回同じ顔ぶれになる、呼びかけても人数が集まらない、もう差別はなくなっているので必要がない等の意見が市民の方々から挙げられています。

このようなことから、今後は、地域懇談会の開催日程や方法、呼びかけについて工夫するとともに、幅広い世代が経験し、共感できるような効果的な人権教育・啓発の取り組みを行う必要があります。

また、市民が抱える様々な人権問題に対応するため、相談・支援体制の整備が必要となっています。

【施策の基本】

すべての市民が大切にされ、人権が尊重されるまちをつくるため、市民の身近な地域や学校を拠点とし、市全体の人権意識の高揚、推進体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．人権啓発の推進

●同和問題をはじめとする様々な人権問題について、研修を通して市職員が再認識し、「人権問題地域懇談会」において市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別の無い社会をめざします。

2．人権相談の推進

●引き続き人権擁護委員を中心に、相談内容に応じて関係各機関と連携を図り、あらゆる人権問題解決のために人権相談を推進します。

3．人権教育の推進

●学校、地域社会、企業職場等のあらゆる場を通して、学習機会の充実を図ります。

●様々な人権課題に対応するため、学習・研修資料等の整備・充実に努めます。

4．隣保館運営の充実

●人権問題の最先端機関として、同和問題を中心としたあらゆる人権問題に関する理解を深めるため、日常に根ざした啓発活動に努めます。

●各種クラブ活動や教養・文化活動などの地域交流活動を推進し、市民相互の理解を深めるなど、きめ細やかな事業展開に努めます。

●年齢や性別等にとらわれず、誰もが気軽に集える館運営を心がけ、地域のコミュニティセンターとしての役割と機能を十分に果たせるよう各種事業を推進していきます。

隣保館事業（料理教室）

2　男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口の半数以上を女性が占めている現状の中で、男女がそれぞれ対等な社会の構成員として活躍できる社会となるため市民、事業所、市民団体等と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

女性の社会進出が進んでいる中で、政策の決定に大きな影響を及ぼす地方自治法第２０２条の３に基づく審議会等の女性登用率が平成２２年４月１日現在２０．６％、地方自治法第１８０条の５に基づく委員会等は３．６％と非常に低く、中には委員構成が男性のみとなっている審議会も見受けられます。地域活動においても女性が中心となって活動しているものの、その方針決定は代表者である男性が中心となって決定されている現状が多いようです。

このことから、あらゆる分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けた取り組みや仕組みづくりが重要です。

また民間企業における女性の登用においても同様な状況にあり、女性の人材育成を含め協力要請を行なっていく必要があります。

【施策の基本】

社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を発揮できる真の男女平等・男女共同参画社会の実現にむけて、市民、事業所、市民団体等と行政が一体となって取り組みます。

【施策の内容】

１．推進体制の充実

●「男女共同参画基本計画」に基づき、施策を総合的、計画的に推進します。

２．男女共同参画意識の醸成

●市広報紙や音声告知放送等を通じて、事業所や地域の団体、そして市民への男女共同参画に向けた意識づくりに努めます。

３．能力発揮のための条件整備

●市の審議会への女性の参画など、あらゆる分野での施策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。

４．男女間における暴力の根絶

●ＤＶ※の根絶について啓発を行います。

●ＤＶ等に対する相談窓口の周知に努めます。

※ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦間、パートナー間など家庭内の様々な形態の暴力のこと。